小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第２５号

滋賀県草津市片岡町548番地

再生債務者　片岡　康彦

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成24年11月12日

大津地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第３号

秋田県雄勝郡羽後町杉宮字上野３番地23

再生債務者　大野　宏幸

1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年11月30日まで

4　一般異議申述期間　平成24年12月14日から平成24年12月25日まで

秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（再ロ）第１０号

福岡市東区筥松新町６番３―707号

再生債務者　蕗谷　勝由

1　決定年月日時　平成24年11月５日午後２時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年12月３日まで

4　一般異議申述期間　平成24年12月10日から平成24年12月19日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再ロ）第１１号

佐賀県佐賀市大和町大字東山田2150番地２

再生債務者　西野　久子

1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年12月７日まで

4　一般異議申述期間　平成24年12月21日から平成24年12月28日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（再ロ）第４号

秋田県仙北市田沢湖小松字二枚橋75番地２　ピア二枚橋201号室

再生債務者　飯塚　聡

1　決定年月日時　平成24年11月12日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年12月10日まで

4　一般異議申述期間　平成24年12月25日から平成25年１月７日まで

秋田地方裁判所大曲支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第２号

宮城県柴田郡柴田町西船迫４丁目５番地19

再生債務者　林　等

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月29日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年12月３日まで

平成24年11月12日

仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（再ロ）第３号

愛媛県松山市久万ノ台1338番地４

再生債務者　本藤久美子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年11月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年12月10日まで

平成24年11月12日　松山地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１号

福岡県飯塚市鯰田1594番地７　県住２棟502号

再生債務者　松本　洋士

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年11月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年11月８日

福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第６号

北九州市小倉南区葛原元町２丁目１番32号Ｂ102

再生債務者　友成　直美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年11月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年11月９日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

会社その他

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することといたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.kankeikaisha-kessankoukoku.jp

（乙）http://www.sanyu-electronic.com/profile/jxptkoukoku.html

平成二十四年十一月二十日

東京都台東区上野一丁目一〇番一二号

（甲）三友電子工業株式会社

代表取締役　大橋　建夫

東京都千代田区大手町二丁目六番三号

（乙）ＪＸ金属プレシジョンテクノロジー株式会社

代表取締役　辻　正博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することといたしましたので公告します。なお、甲は本件合併の前提として、ＪＸ金属プレシジョンテクノロジー株式会社（住所東京都千代田区大手町二丁目六番三号）を消滅会社とする吸収合併を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.kankeikaisha-kessankoukoku.jp

（乙）http://www.disclose-support.com/1r2u2r1r.html

平成二十四年十一月二十日

東京都台東区上野一丁目一〇番一二号

（甲）三友電子工業株式会社

代表取締役　大橋　建夫

栃木県那須塩原市埼玉四番一〇四

（乙）株式会社鈴木製作所

代表取締役　坂上　信三

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することといたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年六月二十一日

掲載頁　七十頁（号外第一三五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年七月十七日

掲載頁　九十五頁（号外第一五四号）

平成二十四年十一月二十日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号

（甲）株式会社エム・シー・フーズ

代表取締役　前田　利宣

東京都千代田区神田鍛冶町二丁目七番地

（乙）エム・シー・ピー・レッジ・フーズ株式会社

代表取締役　難波　淳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することといたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年十月三十日

掲載頁　五十九頁（号外第二三五号）

平成二十四年十一月二十日

横浜市港北区新横浜一丁目七番九号友泉新横浜一丁目ビル

（甲）ラムリサーチ株式会社

代表取締役　ジョージシスラージュニア

横浜市港北区新横浜一丁目七番九号友泉新横浜一丁目ビル七階

（乙）ノベラスシステムズジャパン合同会社

代表社員　ラムリサーチ株式会社

職務執行者　吉田　幸正